

地域活性化包括連携協定書

長 崎 県

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

長崎県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定書

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- ① 地産地消及び長崎県オリジナル商品の開発、販売及び販促策の実施に関すること。
- ② 県産品の販路拡大に関すること。
- ③ 観光の振興に関すること。
- ④ 健康増進及び食育に関すること。
- ⑤ 環境対策に関すること。
- ⑥ 地域及び暮らしの安全・安心に関すること。
- ⑦ 子ども及び青少年の育成に関すること。
- ⑧ 災害対策に関すること。
- ⑨ その他住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（提携の期間）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(細目協定)

第6条 第2条に定める項目のうち、具体的な取組の実施に際し必要な場合は、別途、甲乙間で締結する細目協定により取り決める。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は、協働事業の実施に当たって知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

(疑義の決定)

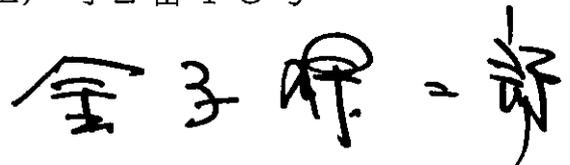
第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 7月 2日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長COO

